

全労金2018春季生活闘争ニュース・第23号

《合意速報No. 7》

中国労組が金庫との団体交渉で、「基本合意」を表明しました！

中国労組は、3月27日10時から、金庫と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

		要 求 (金庫)				回 答 (金庫)			
		正職員	嘱託職員	契約職員II	契約職員I	正職員	嘱託職員	契約職員II	契約職員I
安定雇用	無期転換	-	(実現)			-	(実現)		
	登用制度		-	(実現)			-	(実現)	
最低賃金		時間額1,000円、日額7,330円、月額154,000円への引き上げ				要求通り			
基本賃金		-	賃金表の改定 (評価反映額を正職員と同額とする)			-	応じられない		
一時金		4.3	4.3	2.3	制度化1.0	4.25	3.0	2.0	報奨金 20,000円
昨年実績		4.25	-	2.0	支給なし	4.25	-	2.0	支給なし
雇用環境	ジョブリターン	(実現)	-	(実現)		(実現)	-	(実現)	
	年休積立	制度の新設				継続協議			
	私傷病休職	-	(実現)			-	(実現)		
公正処遇	年休	-	正職員と同様			-	一部、改善		
	生休		(実現)				(実現)		
	母性保護		(配偶者出産以外、実現)				(配偶者出産以外、実現)		
単組独自要求		育児に伴う所定労働時間の短縮措置 (小学校3年)				応じられない			

団体交渉において、金庫からは「金庫を取り巻く金融環境について、これまで経験したことのない金融政策と中国労金を取り巻く厳しい経営環境であることとの認識に、労使で大きな違いはない。そうした共通認識の下、様々な検討と意見交換を行ってきた。要求を受けた直後の所感として、2017年度は、全職員の不断の努力により、計画を超過達成する見込みにあるものの、本質的な収益体質の改善は道半ばである。また、第5期中期経営計画全体で、預金は計画を超過達成したものの、融資と利益は計画未達である。2018年度からスタートする第6期中期経営計画は、経営計画再構築の正念場の期間であり、予測しがたい環境下の中で『新たな財源を伴う要求には応えることはできない』との基本的な姿勢を申しあげた。今後の収益見通しも環境が好転する材料も乏しく、非常に厳しいと言わざるを得ない。また、会員・利用者には配当政策の見直しやキャッシュ

バック制度の見直し等、サービスに直結する提案を行っている状況下であり、これから結果を出していかなければならない時期を迎えるだけに、かなり重たい要求と言わざるを得ない。特に、一時金は『職場での職員の努力を十分に考慮して欲しい』『公正処遇の観点から、契約職員にも支給してほしい』との切実な主張がされ、大変苦慮した。今後の収益シミュレーションや、会員サービスの見直し時期なだけに、一段踏み込んだ固定費の削減が基本的な考え方である。しかし、職員の労働条件維持は経営責任であり、いかに安定的に維持していくか、という観点で検討した結果、中期的な視点で対応することとした。加えて、契約職員Ⅰの皆さんへの対応は「公正処遇」という主張も踏まえた単年度の「特別措置」であり、組合員・職員の今後のより一層の奮闘を期待して導きだした回答である。そのほかの要求についても、金庫として真摯に精一杯の回答であることを理解いただき、早期に円満な解決をお願いしたい」等と表明を受けました。

亀尾闘争委員長は、「金庫より示された回答に対しては、先程、書記長より単組の判断を述べさせていただいた。これをもって本日、基本合意としたい。今春季生活闘争は、日銀のマイナス金利政策や貸出金利回りの低下の影響等、昨年から引き続き、これまでに経験したことのない収益環境が見込まれる中で、大変厳しい協議・交渉であったと考えている。我々の要求に対して満額回答には至らず、非常に残念ではあるが、現在の中国労働金庫が置かれている厳しい収益見通しからすれば、今年度の職員の頑張りに報いる点、次年度の職員奮闘に対する期待の点も含め、現状より前進した回答をいただいたと考える。今後、全役職員一丸となってこの厳しい経営環境を乗り越えて行かなければならないが、単に「厳しい、厳しい」と職員に言うだけでは働くモチベーションも上がらない。職員が明るく元気に前を向いて日々の奮闘ができるような発信をお願いするとともに、中国労働金庫で働くすべての職員の発展と金庫の永続的な発展のためには、労使で積極的かつ前向きな議論を重ねる必要があり、今まで以上に労使協議の回数を増やさなければならないと考えるので、是非応じていただきたい。多くの課題はあるが、労使で力をあわせて厳しい環境を乗り越えて行きたいと考えるので、今後ともよろしくお願いしたい。」等と表明しました。

単組は、①年間一時金について、生活水準の維持や職場での努力・奮闘に報いるための判断が見られ、昨年実績を確保できたこと、②契約職員Ⅰについて、契約職員Ⅱとの格差から、公正処遇の実現に向けて年間一時金は支給すべきとの認識が示されたこと。また、2017年度の奮闘に報いるため、報奨金の支給が確認できたこと、③最低賃金に関する単金単組協定締結が確認できたこと、④雇用に関する環境整備にむけて、積立休暇制度新設についての協議開始が確認できたこと、⑤有期雇用職員の初年度の年次有給休暇付与日数について、一定の改善が図られたこと、等から基本合意を表明しました。

*合意単組（7単組／3月27日14時50分現在）

中央・長野・沖縄・近畿・セントラル・東海・中国

以 上